

第12回 安来市農業委員会議事録

令和3年6月21日 午後2時00分 第12回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 横山 芳明君	2番 足立 仁行君	3番 永塚 知芳君	4番 北中 宏一君
5番 木戸 芳己君	6番 杉原 建君	7番 武上 隆雄君	8番 仲佐 久子君
9番 北川 正幸君	10番 安松 智君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木 吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君	

2. 欠席委員 なし

3. 出席事務局

實重 昌宏君 名原 猛君 原 美穂子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和3年6月21日 1日
日程第 3	議第45号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第47号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 6	議第48号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 7	報第61号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 8	議第49号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 9	議第50号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出について
日程第 10	報第62号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 11	報第63号 土地改良区からの地目変更届出の通知について
日程第 12	報第64号 非農地判断の実施について

5. 議事

事務局：實重 昌宏君

定刻になりましたので、只今から第12回農業委員会を始めさせていただきますと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【あいさつ】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：實重 昌宏君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第12回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議 長：岡田 一夫君
欠席委員はどなたですか？

事務局：實重 昌宏君
ありません。

議 長：岡田 一夫君
日程第 1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第 1 3 条により 7 番 武上委員、8 番 仲佐委員 を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君
日程第 2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日 1 日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日 1 日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君
日程第 3 議第 4 5 号 農地法第 2 条の規定による非農地証明願について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
2 ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3 ページに案件の内容、4 ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1 件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1 番は、山林と隣接しており、20 年前より竹の根が侵入してくるようになり、しばらくは竹を切るなどして管理を続けておりましたが、どんどん多く生えてくるようになり対応ができなくなって現在に至るものです。非農地証明事務取扱基準の (3) やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業用利用を図るための条件整備が計画されていない土地のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。以上です。

議 長：岡田 一夫君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1 番の案件について 2 番 足立委員 お願いします。

2 番 足立 仁行君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君
次に、現地調査報告を 3 班 9 番 北川委員 お願いします。

9 番 北川 正幸君
9 番 北川です。今月の調査班は 3 班で、6 月 1 8 日、北中班長、横山委員、新田委員、齋藤委員と私北川、事務局から實重局長、名原係長で調査しました。初めに 1 3 時 1 0 分より事務局から説明を受けました。

非農地証明願1番案件について、現地では足立委員より説明を受けました。事務局の説明どおり西荒島町、181㎡、343㎡、20年前より管理が出来ておらず、管理者自身も高齢になられまして、耕作、管理が出来なくなって現在に至ります。現状は傾斜地の畑でして、竹と雑木が茂っております。調査班としては許可妥当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお祈いします。

議 長：岡田 一夫君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
日程第4 議第46号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて6から7ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、4件で、すべて所有権移転に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約40km 農機具は、トラクター1台、草刈り機1台を所有しています。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、です。2番は、耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約10m 農機具は、運搬機1台、草刈り機2台、チェーンソー2台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人及び雇用者の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、です。3番は、耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 現在は約3km 農機具は、トラクター1台、スピードスプレイヤー1台を所有しています。労働力は本人及び妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、です。4番は、経営規模拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 自宅から3km圏内 農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、管理機1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人及び両親の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、です。以上です。

議 長：岡田 一夫君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 1番 横山委員 お願いします。

1番 横山 芳明君

1番 横山でございます。

譲渡人が高齢になりましたため、譲受人に譲渡するものでございます。譲受人は現在米子に住んでおりますが、自分の土地を管理するために毎週帰っております。自宅近くの申請地を引き受けた次第でございます。地元の営農組合等の助けも借りながら今後も管理していく考えでございます。よろしく申し上げます。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 2番 足立委員 お願いします。

2番 足立 仁行君

2番 足立です。譲渡人が亡くなられて相続人がいないという事で財産相続管理人が決まり、この方により競売にかけられまして、その競売によって譲受人が落札されました。ちなみに譲渡人と譲受人の関係は、譲受人の父と亡くなられた譲渡人は従兄弟で、さらに申請地が事務局の説明のとおりすぐ近くという事で畑を何とか管理しようということから譲受人が落札されました。審議のほどお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

3番と4番の案件について 10番 安松委員 お願いします。

10番 安松 智君

10番 安松でございます。3番案件について説明させていただきます。

譲受人は県外からのIターン者で中海干拓地内の農地で第三者継承により、2年前からいちご、ぶどうの観光栽培等を意欲的に行っております。現在は約5km離れたアパートから通勤農業をしておられます。後の5条申請で出て来ますが、中海干拓地に近い場所に住宅を設ける計画をしております。この住宅予定地に隣接する農地を取得し、野菜栽培を行う予定にしております。譲渡人は県外在住者で未活用の農地であり、住宅予定地や道路に囲まれた土地であることから周辺農地への影響はないと考えております。続きまして4番案件でございます。

譲受人と譲渡人は親戚でございます。譲渡人が管理できなかった農地、ほとんどが竹林ですが、これを譲り受けて耕作するものです。譲受人は筍の出荷販売をしております島田加工農業協同組合の組合員で、筍栽培などに意欲的に取り組んでおり、竹林として栽培管理することから、周辺農地への影響はないと考えております。委員の皆様の審議をよろしく申し上げます。

事務局：名原 猛君

申し訳ございません。1点だけ修正させていただいてよろしいでしょうか。

訂正してお詫びいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
日程第5 議第47号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

8ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。9ページに案件の内容、10ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、土地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断します。転用目的は、駐車場です。申請者は、以前まで自宅

隣の土地を借りて駐車しておりましたが、返却を求められ、自家用車の駐車スペースがなくなったものであります。自宅以外に自己所有の土地は農地しかなく、本土地をやむを得ず選定されたものであります。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 14番 渡邊委員 お願いします。

14番 渡邊 克実君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を3班9番 北川委員 お願いします。

9番 北川 正幸君

9番 北川です。4条1番案件、現地では渡邊委員から説明を受けました。事務局の説明のとおり駐車場で、高さは真砂土、碎石を敷かれまして、28cm、更に10cmのコンクリート塗装をされます。北、南側はL型ブロックを設置、西側は既存のブロックがあります。西側が入口で側溝に5mの蓋をし、雨水は西側道路側溝に流れる予定です。土地改良区、近隣農地の同意書等書類も揃っており近隣農地に影響を及ぼすことはない、調査班としては許可妥当と判断しました。審議のほどよろしくお願いします。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第6 議第48号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

11ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。12ページに案件の内容、13ページから19ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、7件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、個人住宅

で、権利の種類は所有権の移転です。譲受人は、現在、松江市東出雲町のアパートにて居住しています。70歳近くになる両親2人が暮らしている実家の近くで居住を希望し、個人住宅の建設を計画しました。実家は増築するスペースがないことから道路を隔てて向かいに位置する当該農地が譲渡人の了解を得られたため、申請するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。2番は、農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断します。転用の目的は、駐車場及び資材置き場で権利の種類は所有権の移転です。申請者は長年にわたり安来市大塚町地内で建設業を営んでいます。同地区で進められているほ場整備事業に関し、立ち退きの対象となり令和2年4月に現在の位置に移転をされました。令和2年10月から運送事業も行うこととなり、社員を増員し運送用車両を増車予定であります。従業員及び運送用車両の駐車スペースの確保と資材置き場を増設するものであり、今回、隣接地である本申請地を譲り受けて、敷地を拡張することでより効率的な事業運営ができることと考え当該地を申請するものです。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。3番は、農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断します。転用目的は、農家住宅、権利の種類は賃借権の設定です。期間は25年間です。新規就農者受け入れに意欲的な■■■■において、新規就農者を受け入れるためワークショップ等を実施し、集落ビジョンを作成しました。年次的に就農者を受け入れ、定住に結びつけることを位置づけたため、安来市が取り組む新規就農者支援策の就農定住パッケージ事業を活用し、農家住宅を建築するものです。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、公表されていません。4番は、土地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に係る特定土地改良事業とは、島根県が昭和44年度から平成10年度に施行した飯梨川沿岸地区県営かんがい排水事業のことです。転用目的は、資材置き場、権利の種類は賃借権の設定です。期間は10年間です。申請者は肥料及び飼料の製造販売業者であります。以前は申請地近くの土地を借り受け製造した堆肥を保管していましたが、その土地が他社に売却されることから堆肥置き場が不足することとなったため、既存敷地に隣接する申請地全体を使いバック堆肥10トン置く計画であります。既存敷地は周辺を道路に囲まれて、既存敷地と一体利用できるのは当申請地しかなかったことからやむなく選定されたものであります。これは、農地法施行規則第35条第1項第5号、既存の施設の拡張に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の賃借料は、■■■■です。5番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、個人住宅で、権利の種類は所有権の移転です。譲受人は、現在、市内の実家に居住しています。子供も成長し現在の住まいが狭くなってきたため、周辺の宅地や雑種地をあたったのですが、所有者や隣接者の同意が得られないなど取得が困難となったため、市内を探していたら、妻の実家の近くである当申請地が所有者及び周辺の了解を得られることから申請するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。6番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、駐車場及び敷地拡張で、権利の種類は所有権の移転です。譲受人は、現在、伝統的な組子細工を製作する工房を運営しています。しかし、お客様駐車場がまったくないことと、事業拡大をするための資材置き場等も手ぎまになってきたことから、適地を探しておりました。周辺に農地以外の候補地はなく、やむを得ず隣接地の当農地が所有者及び周

辺の了解を得られることができたため申請するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。7番は、農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断します。転用目的は、農家住宅及び農産物販売所で、権利の種類は所有権の移転です。譲受人は、穂日島町の農園を継承し、イチゴ等を営む新規就農者であります。現在は市営住宅にて妻、子供2人との4人家族で生活していますが、子の成長に伴い戸建て住宅が必要となりました。さらに農園で作った農産物を販売する直売所の併設を計画しており、農園から近くで来客の便を考慮して候補地を選定しました。農園は中海干拓地であり、今後も末永く農園経営をしていくにあたり自宅は農園のなるべく近くに設ける必要があり、周辺の宅地を検討したが、間口、面積ともに狭く計画目的の達成が見込めなかったことからやむなく当申請地が選定されたものであります。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 3番 永塚委員 お願いします。

3番 永塚 知芳君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 6番 杉原委員 お願いします。

6番 杉原 建君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

3番と4番の案件について 18番 齋藤委員 お願いします。

18番 齋藤 哲君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

5番の案件について 4番 北中委員 お願いします。

4番 北中 宏一君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

6番の案件について 12番 塩見委員 お願いします。

12番 塩見 秀雄君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

7番の案件について 10番 安松委員 お願いします。

10番 安松 智君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を3班9番 北川委員 お願いします。

9番 北川 正幸君

9番 北川です。1番案件、岩舟町[REDACTED]、現地では永塚委員より説明を受けました。事務局の説明のとおり個人住宅です。現況は畑ですが敷地が市道より少し高い位置にあり、削土と一部盛土で東、南側はL型擁壁の予定です。下水は合併浄化槽で東側既設の水路に流し、雨水も既設水路に流します。駐車スペースは西側部分で、住宅は東側部分です。土地改良区、近隣農地の同意書等揃っており、周辺農地に影響を及ぼすことはない、調査班としては許可妥当と判断しました。審議のほどよろしくお願いします。

2番案件ですけれども、大塚町[REDACTED]の3筆です。現地では杉原委員の説明を受けました。事務局の説明のとおり駐車場3台、従業員駐車場としては18台、それと資材置場です。80cmの盛土をしてバラスを敷くという事です。西側は既存駐車場、北側道路の高さに揃えて、東、南側は法をしまして、雨水は南側側溝に流します。土地改良区、近隣農地の同意書等書類も添付されており、近隣農地に影響を及ぼすことはない、調査班としては許可妥当と判断しました。審議のほどよろしくお願いします。

3番案件、東赤江町[REDACTED]、452㎡です。現地では齋藤委員より説明を受けました。事務局の説明のとおり、農家住宅、高さは現状の高さで北と東側は法をします。下水は合併浄化槽を設置して東側既存水路に流し、雨水も溜枡を通して東側水路に流します。土地改良区、近隣農地の同意書等書類も添付されており、近隣農地に影響を及ぼすことはない、調査班としては許可妥当と判断しました。審議のほどよろしくお願いします。

4番案件、東赤江町[REDACTED]、253㎡。現地では齋藤委員より説明を受けました。事務局の説明のとおり資材置場で、位置図のとおり三角な場所で、現状の高さで使用されます。雨水は自然排水及び既設水路へ流します。もともと隣接建物南側部分は農地から外れておりましたが、調べてみたらまだ農地が残っているという事で今回の申請に至るものです。土地改良区、近隣農地の同意書等書類も添付されており、近隣農地に影響を及ぼすことはない、調査班としては許可妥当と判断しました。審議のほどよろしくお願いします。

続きまして5番案件、伯太町安田[REDACTED]、363㎡です。現地では北中委員の説明を受けました。事務局の説明のとおり個人住宅で、高さは既存高さで土の流出を防ぐため、東側はL型擁壁、北側は建築ブロックで、南側は同じ高さの農道になっておりますので、泥は流れないという事です。下水は西側道路の集落排水に流し、雨水は東側既存水路に流します。土地改良区、近隣農地の同意書等書類も添付されており、近隣農地に影響を及ぼすことはない、調査班としては許可妥当と判断しました。審議のほどよろしくお願いします。

続きまして6番案件、伯太町井尻[REDACTED]、95㎡、[REDACTED]、13㎡。現地では北中委員より説明を受けました。事務局の説明のとおり駐車場と資材置場で、地盤高さは現状で道路の高さです。雨水は自然排水で、土地改良区、近隣農地の同意書等書類も添付されており、調査班としては許可妥当と判断しました。審議のほどよろしくお願いします。

続きまして7番案件、島田町[REDACTED]、478㎡、[REDACTED]、392㎡。農家住宅と農産物直売所と駐車場です。現地では安松委員より説明を受けました。事務局の説明のとおり、地盤の高さは南側に水路がありまして、その水路より9cm盛土をして法を付けます。東側は3段ブロック積みで、西側は側溝がありまして、その側溝から法を付して南、北側水路に蓋をして北側道路に通り返けるようになります。先ほど説明がありましたが、[REDACTED]に農家住宅を建てられる予定で、[REDACTED]に直売所と駐車場の予定です。土地改良区、近隣農地の同意書等書類も添付されており、近隣農地に影響を及ぼすことはない、調査班としては許可妥当と判断しました。審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

- 議 長：岡田 一夫君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。
- 議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。
- 議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。
- 議 長：岡田 一夫君
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。
- 議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。
- 議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。
- 議 長：岡田 一夫君
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。
- 議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。
- 議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。
- 議 長：岡田 一夫君
次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。
- 議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。
- 議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。
- 議 長：岡田 一夫君
次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。
- 議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。
- 議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、6番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、7番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第7 報第61号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

20ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。21ページに案件の内容、22ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は店舗併用個人住宅で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 10番 安松委員をお願いします。

10番 安松 智君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第8 議第49号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

23ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、26ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が10件、19,045㎡、使用貸借が7件、5,120㎡、全体で17件、総面積が24,165㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 奥野 嗣明君

農林振興課の奥野でございます。私からは議第49号についてご説明いたします。詳細は27ページからになります。今月の利用集積計画は、番号1から7すべてが利用権設定でございます。番号5の借受者は、先月の農業委員会会議で、中海干拓安来地区農地借入あっせん申出があり、借受者として適格とされたものです。番号6及び7の借り手は認定新規就農者審査会で令和3年4月23日に認定された新規就農者です。栽培品目はいちごでハウス栽培でございます。経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第9 議第50号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

29ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり申出書の提出があったので審議を求めるものです。申出書の内容等につきましては、30ページから35ページに掲載しておりますのでご覧下さい。今月の農地貸付けあっせん申出は1件です。詳細については、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 奥野 嗣明君

議第50号についてご説明いたします。詳細は31ページからになります。公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付け事業要領第5条により貸付けあっせん申出書の提出がございました。市を経由いたしまして農業委員会に提出しております。今月は1件でございます。申出者は干拓地内において既にニンニクを中心に営農をしております。今回の借受希望農地は、経営面積拡大のため、干拓内の公社貸出農地について利用権設定し借り受けるものでございます。ニンニクを17a栽培する計画をいたしております。あっせんの適格者の可否をご審議いただきますようお願いいたします。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

この案件につきましては、7番 武上農業振興対策委員長の報告をお願いします。

7番 武上 隆雄君

7番 武上でございます。議第50号の案件の場所の説明をさせていただきます。35ページをご覧ください。

さい。

それでは中海干拓安来地区入植促進農地貸付あっせん申出に関する報告をさせていただきます。今回の案件は、安来地区農業振興公社所有地1筆、1,746㎡、地目は畑、でございませぬ。先ほど説明がございましたけれど、申請者は以前よりニンニクの栽培を中心として、農業経営を意欲的に取り組んでおられます。本件につきましては、6月17日、木曜日に永塚委員と事務局の原主幹と3名にて現地を確認いたしました。以上の状況から本案件を適合者と判断いたしました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長：岡田 一夫君

報告が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めませぬ。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第10 報第62号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めませぬ。

事務局：名原 猛君

36ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。37ページから39ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、5件で、全て相続です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第11 報第63号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めませぬ。

事務局：名原 猛君

40ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。41ページをご覧下さい。今月の通知は4件で、畑に地目変更です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第12 報第64号 非農地判断の実施について を議題とします。事務局の説明を求めませぬ。

事務局：名原 猛君

42ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地判断を実施したので報告するものです。43ページから44ページに非農地判断を実施した農地の一覧を掲載していますのでご覧ください。農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地のうち、山中若しくは山沿いにある農地から200筆を抽出し、さる5月24日に農地対策委員会において確認しました。その結果、農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地187筆、面積101,822.01㎡をこのたび、非農地と判断しました。今回、非農地と判断した農地については、当該農地の所有者、相続未登記の場合は、固定資産税の納税義務者へ「非農地判断のお知らせ」を送付します。並行して、関係機関である島根県、安来市農林振興課、税務課、土地改良区及び松江地方法務局へ一覧表及び写真などを送付します。送付は、6月を予定しています。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第12回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 3時20分)